

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札に参加する者の 必要な要件審査についてのお知らせ

令和 7 年 5 月 16 日

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号 農産局長通知。以下「買戻し条件付売渡し要領」という。）に基づく入札に参加を希望される方は、買戻し条件付売渡し要領及び下記事項を御了知の上、所定の申請書に必要書類を添えて申請して下さい。

なお、買戻し条件付売渡し要領第 2 の 3 に基づき、既に入札に参加する者の要件を満たしていると通知を受けている者のうち引き続き入札を希望される者は、以前の申請内容から変更がない場合、様式 1 号以外の提出を省略することができます。

なお、当該申請については、下記 3 の（1）に掲げる期限内に申請をお願いします。（受付後は、申請を受け付けません。）

記

1 売渡しの対象となる米穀

政府備蓄米（国内産米穀）

2 入札に参加する者に必要な要件

次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- （1）米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号 総合食料局長通知。）の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を有する者として、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）から通知を受けている者であること。

- (2) (1) の売渡申込資格に係る資格停止処分を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第47条第2項に規定する届出事業者であること。
- (4) 食糧法第52条第1項に基づく米穀の取引に関する報告徴収実施要領（平成20年8月2日付け20総食第366号総合食料局通知。以下「報告徴収要領」という。）の米穀の仕入数量の報告対象者（報告徴収要領の別紙1の1の(1)及び(2)に該当する者）のうち直近1年間の仕入数量又は直近3年間の平均仕入数量が5,000トン以上の者又はそれらの者で構成される団体・法人。
- (5) 政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る）について、農産局長が定める期日までに政府が買入れを行うこととする契約を締結することを誓約した者。
- (6) 政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする(5)の国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保している者。
- (7) 農産局長が定める期日までの卸売事業者、中食・外食事業者又は小売事業者への販売の計画又は当該販売に係る契約を有する者。

3 入札参加要件審査の申請

(1) 申請の方法及び受付期間

入札参加要件審査の申請は、4に掲げる申請に必要な書類を、(3)に掲げる受付場所に持参、郵送又は電子メールにより受け付けます。申請の受付期間は、令和7年5月16日(金)から5月22日(木)17時00分までの間とします。

ア 持参する場合

申請に必要な書類は、土日祝日を除く10時00分から17時00分までの間に持参して下さい。

イ 郵送する場合

申請に必要な書類は、特定記録等、配達記録が確実に残る方法により送付して下さい（受付期間内（令和7年5月21日（水）17時00分まで）必着）。

なお、封書の表面に、朱書きで「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの係る入札参加要件審査書類在中」と記載して下さい。

また、送付した事実について、ウの提出先メールアドレス宛て連絡をお願いします。

ウ 電子メールによる場合

メールの件名を「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札参加要件審査書類」とし、本文に電話番号と担当者名を記載し受付期間内までに提出してください。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メールあたり7MB以下とし、複数のメールとなる場合は、件名の初めに「その○/△（○は連番、△は送付するメールの総数）」を追記してください。

なお、受信トラブル防止のため、メール送信後なるべく速やかに電話で受信確認をしてください。

確認先電話番号：03-3502-8111（内線5015）

提出先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換えする。）

（2）申請書の入手方法

申請書は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課において交付します。

また、農林水産省のホームページ（以下のURL）から申請書を出力することも可能です。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku_hanbai.html

（3）受付場所

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班

電話：03-3502-8111（内線5015）

4 入札参加要件審査の申請に必要な書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出して下さい。

なお、買戻し条件付売渡し要領第2の3に基づき、既に入札に参加する者の要件を満たしていると通知を受けている者のうち引き続き入札を希望される者は、以前の申請内容から変更がない場合、次に掲げる（1）以外の提出を省略することができます。

（1）買戻し条件付売渡し申込書及び誓約書（様式第1号）

（2）国内産米穀の玄米仕入量が5,000トン以上であることが確認できる書類及び米穀を適切に管理する倉庫等の施設を確保していることが確認できる書類（様式第2号）

(3) 名称等の公表に関する同意書（様式第3号）

(4) 農産局長が定める期日までの卸売事業者、中食・外食事業者又は小売事業者への販売の計画書（当該販売に係る契約書がある場合は、その契約書の写しを添付）（様式第4号-1）

(5) 入札参加要件審査申請チェックシート

5 要件審査結果の通知

要件審査の結果は、郵送又はメールにて申請者に通知します。（令和7年5月下旬予定）

6 売渡申込資格の停止及び取消し

農産局長は、有資格者が政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分等基準（平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知）に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めた場合は、資格の停止又は取消し等を行い、この旨を通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しを行った者の名称を農林水産省ホームページにおいて公表します。

7 秘密の保持

要件審査に従事する職員が、この審査において知り得た秘密に関する事項を外部に漏らすことはありません。

8 その他

上記の内容について質問等がある場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課にお問い合わせ下さい。

買戻し条件付売渡し申込書及び誓約書

農林水産省農産局長 殿

令和 7 年 2 月 14 日に公表された政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札への参加を希望しますので、以下のとおり申し込みます。

政府備蓄米の売渡し申込にあたり、下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることがあっても、異義は一切申し立てません。

記

- 1 米穀の流通に関する法令^{*1}を遵守し、買い受ける米穀を適正に主食の用途として使用すること。
- 2 政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等量の国内産米穀について、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が定める期日までに政府に対する売渡しを行うこととし、当該売渡しに係る契約を締結すること。
- 3 2 の政府に対する売渡しを行う契約を締結しない場合は、買い受ける米穀に係る契約金額の 100 分の 130 の違約金を支払うこと。
- 4 政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保していること。
- 5 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）第 3 の 8 に規定する別紙 1 により受託事業者との間で締結した「政府所有米穀の売買契約における約定事項」を遵守し、当該約定事項の定めを遵守していないと認められる場合は、農産局長の指導を受け、それに従うこと。
- 6 要領第 5 の 1 の販売計画を提出し、当該販売計画に沿って販売するとともに、買い受けた当該米穀の販売実績等について要領第 5 の 2 により報告すること。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電 話 番 号：

¹ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）及び飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

国内産米穀の玄米仕入数量等申告書

1 玄米仕入数量

(単位：玄米トン)

種 類	期 間	1 年間	
		<input type="checkbox"/> 直近年 (年 月 ~ 年 月)	<input type="checkbox"/> 直近 3 カ年平均 ((年 月 ~ 年 月) / 3)
水稻うるち玄米			
水稻もち玄米			
合計			

(注1) 玄米仕入数量は、「直近1年」又は「直近3カ年平均」の期間のいずれか多い数量を記載する。

(注2) 出荷業者が独自販売を行うために仕入れた数量であり、上部団体に販売委託する数量は含まない。

2 倉庫等の確保状況

- 自社所有倉庫
 借上倉庫
 保管契約締結先の倉庫

(注) 当該倉庫が以下の要件を満たしていることが確認できる書類を添付すること。

- ① 昭和 56 年 6 月 1 日に施行された新たな耐震基準を満たしていること。
- ② 自社所有倉庫の場合は自らが、また、借上倉庫及び保管契約締結先が倉庫業法(昭和 31 年法律第 121 号)の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)の規定に基づき保管を行う者(以下「保管業者」という。)であること。
- ③ 米穀の穀温を常時摂氏 15 度以下に保持することや倉庫内の相対湿度を 60 パーセントから 65 パーセントまでの範囲内に保持することを目標とするなど、当該米穀の品質保持・管理が適切に行える倉庫であること。
なお、当該倉庫が受託事業者との間で保管に係る業務実施者として、政府所有米穀を適切に保管している場合(実績を含む)は、この限りではない。

(記載要領)

※ 1 及び 2 の については、該当する項目に を付すこと (2 については、複数選択可)。

名称等の公表に関する同意書

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名並びに契約数量が公表されることに同意します。

また、買戻し条件付売渡しを受けた政府備蓄米の販売数量、販売金額及びその状況が公表されることに同意します。

さらに、売渡申込資格の停止又は取消し等を受けた場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名等が公表されることに同意します。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電話番号：

国内産米穀の仕入・販売計画書

(商号又は名称)

直近の作成年月: _____ 年 月

(単位: 玄米トン)

	年				年								合計
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
仕入数量 計													0
販売数量 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売事業者 への販売													0
中食・外食事業者 への販売													0
小売事業者 への販売													0

(記載要領)

- ※1 月別実績又は月別計画を記入すること。
- 2 月別計画に係る契約がある場合は、販売計画の契約書を添付すること。

入札参加要件審査申請チェックシート

記入日 年 月 日

商号又は名称	
住 所	〒
代表者名又は氏名	
電話番号	
備 考	

担 当 者	
担当者連絡先 (部署・電話番号)	
メールアドレス	

*社用又は社員用メールアドレス（プロバイダ契約のあるものが望ましい）等、複数の登録をご検討ください。

提出書類の種類等	チェック欄
① 買戻し条件付売渡し申込書及び誓約書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
② 国内産米穀の玄米仕入数量が5,000トン以上であることが確認できる書類及び米穀を適切に管理する倉庫等の施設を確保していることが確認できる書類（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
③ 名称等の公表に関する同意書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
④ 農産局長が定める期日までの小売事業者、中食・外食事業者又は卸売事業者への販売の計画書（計画に係る契約書がある場合は、契約書の写しを添付）（様式第4号-1）	<input type="checkbox"/>
⑤ 入札参加要件審査申請チェックシート（本用紙）	<input type="checkbox"/>

(注) 申請書等の提出漏れがないようチェック欄で確認を行い、提出してください。

農林水産省から申請内容の確認を行う際に必要となりますので、担当者等必要事項の記入をお願いします。

--	--	--	--